

# けんぽQ & A

## Series 25

**Q** 扶養枠の条件に、103万円と130万円の2種類あるのを聞きましたが、どんな内容か教えてください。

**A** 扶養については、「所得税」と「社会保険」の2面があり、誤解が多いのが現実です。

所得税は103万円・社会保険は130万円という限度額があります。

所得税の面でいうと、該当年度の1月から12月までの実際の収入が、103万円以内なら扶養、超えれば扶養になれないということです。

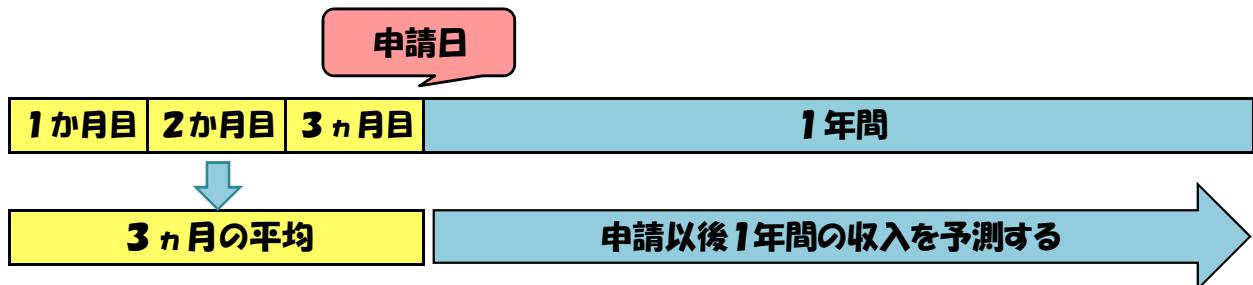
103万円以下なら、配偶者控除があり、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除を受けることができます。

103万円を超えて141万円未満の場合は、配偶者の収入により段階的に控除額は減っていきます。（今後、制度改正が行われる可能性があります）

社会保険の面でいうと、所得税の1年間の範囲とは違い、申請より今後向こう1年間の収入が130万円を超える見込みがあるか否かで、扶養になれるかどうかが決定されます。

申請時に、直近3ヶ月分の平均金額を12倍した金額が、130万円を超えているか否かで、被扶養者認定の決定をします。

ただし、その直近3ヶ月の収入で1ヶ月でも108,333円を超えていれば、その後の3ヶ月で検討し、被扶養者認定の決定をします。



ただし、3ヶ月の収入の中で108,333円を超える金額があればそれ以降の3ヶ月で平均して1年間の予測をする。

